

三田市市政への市民参加推進委員会への意見照会の結果について

三田市市政への市民参加条例等の改正にあたり、三田市市政への市民参加推進委員会へ意見照会を書面で行いました（照会期間：平成 28 年 1 月 14 日～21 日）。その結果は以下のとおりです。

1 提案者の年齢要件の変更

<市事務局案> 「20 歳以上」を「18 歳以上」に変更

<委員意見> 異議なし；若い世代の思考の採り入れは賛成

2 提案できる対象の明確化

<市事務局原案> まちづくり提案の対象外事項を下表左列(1)～(6)のとおり規定する。

<委員意見> 下表、中列のとおり

市事務局原案	委員意見（要旨）	意見への対応(案)
(1) 第 7 条第 2 項各号に掲げるもの ア 市税の賦課徴収に関するものその他金銭の徴収に関するもの	【賛成】条例が法律の範囲内で制定されるものである以上、この法的制約との関係で提案事項が限定されるのは、当然である。※	原案どおり
イ 市長等の裁量の余地がないもの		原案どおり
ウ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの		原案どおり
エ 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易なもの		原案どおり
オ 緊急に行わなければならないもの	【賛成】緊急時に公益的理由から提案の適用除外を認めるのは当然である。	原案どおり
(2) 特定の個人、団体又は地域のみ利益となるもの	【修正】本提案制度が三田市全体のまちづくりに関するものである以上、提案対象外となる。ただし、「 <u>特定の地域のみ利益となるもの</u> 」については、その「 <u>地域全体</u> 」の利益となるものであれば提案自体は認めるべき。 【反対】 <u>第 5 条に市民の責務</u> として「市政へ参加し、又は参加しようとする者は、特定の個人又は団体の利益ではなく、 <u>市全体の利益を考慮するよう努めるものとする</u> 」とあり、 <u>現行のままで十分機能すると思われるため、この号は削除すべき。</u>	「特定の個人又は団体の利益となるもの」に修正する。

市事務局原案	委員意見（要旨）	意見への対応(案)
(3) 条例の制定又は改廃に関するもの	<p>【賛成】 (1)の※に同じ。</p> <p>【反対】 現行のままで十分機能すると思われるため、この号は削除すべき。</p>	原案どおり
(4) 議会の議決を得たもの	<p>【修正】 提案の実現には、予算措置が必要になることがほとんどだと思ふ。<u>予算は、基本的に当該年度分の予算を一括して立てていることから、このような制限を課すと、多くの提案を不採用とすることが可能となり、裁量の範囲が広すぎるという非難もあり得る。裁量の範囲をもう少し狭くするような文言にできないか。</u></p> <p>【賛成】 (1)の※に同じ。</p> <p>【賛成】 異議なし。</p>	「事業の実施にあたって、既に議会の議決を得ているもの」に修正する。
(5) 既にまちづくり提案があったもの	<p>【修正】 一事不再議からも当然であるが、時間の経過と共に諸事情が変化することもあるので、<u>一定期間(たとえば、5年後)経過後には、再提案を認めたらどうか。</u></p>	5年経過後に再提案を認める表現に修正する。
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの	<p>【修正】 原案では射程が広すぎ、市民提案そのものが否定されかねないことが懸念される。そこで「<u>その他前各号に準ずる事由により提案の対象とすることが法令上その他の事由により不適法または著しく不相当であると市長が認めたもの</u>」としてはどうか。</p>	「前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反するなど著しく不相当であると市長が認めたもの」に修正する。
(2)～(6)一括	【保留】 白紙回答としたい。	